

愛媛県建設工事最低制限価格制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県が発注する建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事（以下「県工事」という。）の競争入札における低価格の入札に関し、県工事の契約の内容に適合した履行の確保を図るため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10第2項（令第167条の13において準用する場合を含む。）及び愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号。以下「規則」という。）第134条の規定に基づく最低制限価格の設定等最低制限価格制度の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 この要綱の対象は、総合評価落札方式によらずに落札者を決定する県工事とする。

(最低制限価格及び最低制限基本価格の算定)

第3条 前条に規定する県工事の契約に係る最低制限価格及び最低制限基本価格（最低制限価格の算定の基本となる価格をいう。以下同じ。）は、別表に掲げるところにより算出した額とする。

2 工事を発注する部局の長又は地方機関の長は、前項の規定により算定した最低制限基本価格を記載した書面を封書にし、入札執行者（知事又は知事の委任を受けて入札を執行する権限を有する者をいう。以下同じ。）に送付するものとする。

3 入札執行者は、開札の際、前項の書面を開札場所に置くとともに、電子入札による場合にあっては、規則第133条第4項に規定するファイルに記録するものとする。

(ランダム係数の決定)

第4条 別表に掲げるランダム係数は、電子入札システムにより1.000から1.005の範囲内で決定する係数とする。

(最低制限価格の事後公表)

第5条 第3条第1項の規定により算定した最低制限価格は、契約の締結後に公表するものとする。

(落札者の決定)

第6条 入札価格が別表に掲げる税抜き最低制限価格を下回る場合は、入札執行者は、当該入札をした者を落札者とせず、その旨を当該入札者に通知するとともに、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者として決定するものとする。

2 前項の予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者が複数ある場合、落札者の決定は、抽せんによるものとする。

(落札者決定の通知)

第7条 入札執行者は、前条の規定により落札者が決定したときは、電子入札システム（愛媛県電子入札運用基準（工事・業務）（平成17年8月17日制定）に定義するシステムをいう。）により（紙入札方式による場合にあっては、書面により）、すべての入札参加者に対して通知するものとする。

(入札参加者への周知)

第8条 入札執行者は、規則第132条第1項の規定による一般競争入札の公告をし、又は規則第144条第2項の規定による指名競争入札参加者の指名及び通知（以下「入札公告等」

という。)をするにあたっては、次の各号に掲げる事項について、当該事項を県ホームページに掲載するなどして周知を図るものとする。

- (1) 最低制限価格が設定されていること。
- (2) **税抜き**最低制限価格を下回る入札が行われた場合は、当該入札をした者は落札者となれないこと。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、最低制限価格制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年10月1日から施行する。
- 2 この要綱は、この要綱の施行の日以後に入札公告等を行う県工事について適用し、同日前に入札公告等を行った県工事については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年6月1日から施行する。
- 2 この要綱は、この要綱の施行の日以後に入札公告等を行う県工事について適用し、同日前に入札公告等を行った県工事については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年1月5日から施行する。
- 2 この要綱は、この要綱の施行の日以後に入札公告等を行う県工事について適用し、同日前に入札公告等を行った県工事については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年6月1日から施行する。
- 2 この要綱は、この要綱の施行の日以後に入札公告等を行う県工事について適用し、同日前に入札公告等を行った県工事については、なお従前の例による。

附 則

- 1 平成25年10月1日から平成26年3月31日までに契約を締結する案件で予定価格の算定にあたり消費税（地方消費税を含む。）を8パーセントで算定しているものについては、第5条の「105分の100」を「108分の100」と、別表及び欄外（工場製作を含む工事に係る計算式も含む。）の「1.05」を「1.08」として、同条及び同表を適用する。
- 2 この取扱いについては、平成26年3月31日までとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年3月26日から施行する。
- 2 この要綱は、平成26年4月1日以降に契約を締結する案件について適用し、同日前に契約を締結する案件については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、この要綱の施行の日以後に入札公告等を行う県工事について適用し、同日前に入札公告等を行った県工事については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、この要綱の施行の日以後に入札公告等を行う県工事について適用し、同日前に入札公告等を行った県工事については、なお従前の例による。

附 則

- 1 平成31年4月1日から平成31年9月30日までに契約を締結し、平成31年10月1日以降に引渡しを行う案件で、予定価格の算定にあたり消費税（地方消費税を含む。）を10パーセントで算定しているものについては、第5条の「108分の100」を「110分の100」と、別表及び欄外（工場製作を含む工事に係る計算式も含む。）の「1.08」を「1.1」として、同条及び同表を適用する。
- 2 この取扱いについては、平成31年9月30日までとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年9月17日から施行する。
- 2 この要綱は、令和元年10月1日以降に契約を締結する案件について適用し、同日前に契約を締結する案件については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年6月1日から施行する。
- 2 この要綱は、この要綱の施行の日以後に入札公告等を行う県工事について適用し、同日前に入札公告等を行った県工事については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年6月1日から施行する。
- 2 この要綱は、この要綱の施行の日以後に入札公告等を行う県工事について適用し、同日前に入札公告等を行った県工事については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年6月1日から施行する。
- 2 この要綱は、この要綱の施行の日以後に入札公告等を行う県工事について適用し、同日前に入札公告等を行った県工事については、なお従前の例による。

別表 最低制限価格及び最低制限基本価格の算定方法

区分	計算式		備考
土木工事	税抜き最低制限基本価格	最低制限基本価格	ただし、左欄の税抜き最低制限基本価格の計算式により算出した額が、税抜き予定価格に7.5/10 を乗じて得た額を下回る場合にあっては、税抜き予定価格に7.5/10 を乗じて得た額を税抜き最低制限基本価格とする。
	(直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.68) (注1)	税抜き最低制限基本価格×1.1 (注2)	
	税抜き最低制限価格	最低制限価格	
	税抜き最低制限基本価格×ランダム係数 (注2)	税抜き最低制限価格×1.1 (注2)	
建築工事 (建築物に係る機械設備工事及び電気設備工事等を含む。)	税抜き最低制限基本価格	最低制限基本価格	ただし、左欄の税抜き最低制限基本価格の計算式により算出した額が、税抜き予定価格に7.5/10 を乗じて得た額を下回る場合にあっては、税抜き予定価格に7.5/10 を乗じて得た額を税抜き最低制限基本価格とする。
	{直接工事費×0.9×0.97+共通仮設費×0.9+(直接工事費×0.1+現場管理費)×0.9+一般管理費×0.68} (注1)	税抜き最低制限基本価格×1.1 (注2)	
	税抜き最低制限価格	最低制限価格	
	税抜き最低制限基本価格×ランダム係数 (注2)	税抜き最低制限価格×1.1 (注2)	

(注1) 費目ごとに所定の率を乗じ、円未満切捨てとする。

(注2) 計算結果に端数が生じる場合は、円未満切捨てとする。